

港長公示第 3-1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 3 年 4 月 1 日

京 浜 港 長（公印省略）

停泊中の引火性危険物積載タンカー付近における航泊の制限 について

引火による船舶の事故を防止するため、京浜港内に停泊（びょう泊及びけい留している状態をいう。以下同じ。）しているタンク船を含む引火性危険物積載タンカー（以下「当該タンカー」という。）の付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

なお、港長公示第 30-1 号（平成 30 年 1 月 31 日）は、令和 3 年 3 月 31 日をもって解除した。

記

1 期 間

令和 3 年 4 月 1 日から当分の間

2 区 域

京浜港内に停泊中の当該タンカーから 30メートル以内の水面

3 制限事項

船舶は、京浜港内に当該タンカーが停泊している間、上記区域に立ち入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (1) 当該タンカーが荷役を実施していない状況であって、当該タンカーに引火するおそれがないよう以下の事項を適切に講じている給油船、交通船、曳船、給水船、警戒船等当該タンカーの運航に係りのある船舶及び官公庁用船舶

イ 甲板上又は船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう灸、その他の火気を使用せず、あるいは火花を発生するおそれのある修理又は作業を行っていないこと。

ロ 煙突に火粉の吐出を防止するに十分な装置を施していること。

- (2) 港長が認めた船舶

4 標 示

当該タンカーは、夜間においても容易に視認することができる「引火性危険物積載中」と表示された垂れ幕等を掲げている。

5 遵守事項

当該タンカーに接舷中（接離舷時を含む。）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）船体の接触による火花の発生を防止するため、十分な防舷物を使用すること。
- （2）係留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火花の発生を防止するよう、十分な措置を講じること。
- （3）接舷時間は必要最小限とすること。
- （4）港長の指示に従うこと。